

# 通訳案内士試験制度の見直しについて

---

観光庁 観光資源課

# 通訳案内士試験の試験科目の追加・実施方法の変更等について

- 平成30年度実施の全国通訳案内士試験から追加される科目・実施方法の変更等については、以下の内容を骨格とする。
- 以下の内容及び筆記試験免除の見直し（次頁参照）内容を踏まえ、全国通訳案内士試験ガイドラインを改正する。（3月末までに公表予定）

追加科目「通訳案内の実務」の骨格			
大項目	中項目	試験で問う内容（例）	
筆記試験	1. 旅程の管理に関する基礎的な項目・関係法令に関する基本的な知識	①旅行業に関する知識	旅行業に関する基本的な事項を問う問題（法制等）
		②通訳案内士法に関する知識	通訳案内士法の内容を問う問題
		③旅程管理の実務に関する知識	旅程管理に関する基礎的な知識を問う問題
		④通訳案内士としての関係法令（コンプライアンス）に関する基本的な知識	通訳案内業務を行う上で関連する行為のうち、法律上、禁止されている行為について基本的な内容を問う問題（著作権法、道路運送法、旧薬事法等）
	2. 外国人ごとの生活文化への対応等	⑤宗教上の注意点に関する知識	イスラム教のハラール対応や礼拝、ヒンドゥー教の食事制限等を問う問題
		⑥食事制限に関する知識	食物アレルギー等に関する知識を問う問題
		⑦国別の特徴	旅行の消費動向や慣習等、国別の特徴に関する基本的な知識を問う問題
	3. 危機管理・災害発生時における適切な対応	⑧危機管理・救急救命等に関する基本的な知識	応急手当やAEDの使用方法、医療機関において外国人を受け入れる医療拠点病院等に関する基本的な知識を問う問題
		⑨災害時対応に関する知識	SafetyTipsやインバウンド向け旅行保険に関する問題

口述試験	時間数	問題数	評価項目	合格基準点
	10分	①通訳案内の現場で必要となる知識等に関する外国語訳及び通訳案内士として求められる対応に関する質疑：1問 ②プレゼンテーション問題：1問	・プレゼンテーション ・コミュニケーション ・文法及び語彙 ・ホスピタリティ ・発音及び発声	6割→7割

# 通訳案内士試験の免除対象の見直しについて(方針)

- 業務独占規制の廃止により、質の高い通訳案内士を確保する観点から、通訳案内士試験（筆記）の免除対象の基準の引き上げや資格の有効期限の設定などについて、以下の方針により見直すこととする。

免除科目	24年度以前	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
英語	実用英語技能検定1級						
				TOEIC公開テスト840点以上 TOEICスピーキングテスト150点以上 TOEICライティングテスト160点以上			TOEIC公開テスト <b>900点</b> 以上 TOEICスピーキングテスト <b>160点</b> 以上 TOEICライティングテスト <b>170点</b> 以上 (試験日から1年以内に取得したものに限る。)
フランス語	実用フランス語技能検定1級						
ドイツ語	ドイツ語技能検定試験1級						
イタリア語	実用イタリア語検定1級						
スペイン語	スペイン語技能検定1級						
	DELE C1及びC2						
中国語	中国語検定試験1級						
	漢語水平考試 (HSK) 6級 ※						
韓国語	「ハングル」能力検定試験1級						
	韓国語能力試験 (TOPIK) 6級 ※						
日本地理	旅行業務取扱管理者						
	地理能力検定日本地理1級・2級 ※						
日本歴史	歴史能力検定日本史1級・2級						
	センター試験日本史B 60点以上						センター試験日本史B 60点以上 (試験日から5年以内に取得したものに限る。)
一般常識	センター試験現代社会 80点以上						センター試験現代社会 80点以上 (試験日から5年以内に取得したものに限る。)

※HSK・TOPIKについては、試験免除を導入したH28年度実績においては、当該検定により筆記試験（外国語）を免除して合格した外国籍の受験者は1名のみであったため、状況を注視しながら、引き続き検討を続ける。

地理能力検定については、既に当該検定の実施団体が解散していることから、廃止に向けた検討を進める。